

平成27年度 第11回高山市教育委員会定例会議事録

1. 日 時 平成27年11月25日（水） 午後1時30分から
2. 場 所 中会議室
3. 出席者 委員会 中村教育長、針山委員、打江委員、岡田委員、野崎委員、長瀬委員
事務局 井口教育委員会事務局長、田中教育総務課長、中井文化財課長、瓜田学校給食センター所長、学校教育課 下垣内、清水、石原、谷本、梶田、教育総務課 直井
4. 署名者 岡田委員

午後1時30分開会

- 中村教育長 本日の委員会は、出席者6名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、定足数に達していますので、成立しております。ただ今から、平成27年度第11回高山市教育委員会定例会を開会いたします。
- 中村教育長 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、「岡田委員」を指名いたします。
- 中村教育長 前回臨時会並びに定例会の会議録について承認を行います。
まず、前回臨時会の会議録について「針山委員」お願いいたします。
- 針山委員 前回の臨時会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。
- 中村教育長 ありがとうございます。
次に、前回定例会の会議録について「打江委員」お願いいたします。
- 打江委員 前回の定例会会議録について、精査した結果、記載事項について適正に調製されておりましたので、署名したことをご報告いたします。
- 中村教育長 ありがとうございます。
それでは、前回臨時会並びに定例会の会議録についてご承認いただけますでしょうか。
- （異議なし）
- 中村教育長 前回臨時会並びに定例会の会議録は、調製のとおり承認されました。
- 中村教育長 次に、諸般の報告をさせていただきます。

(中村教育長報告)

○中村教育長 それでは、日程第1、議第19号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたしますが、当議題につきましては内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、公開しないこととしたいと思います。

○中村教育長 それでは、ただ今お諮りしました議第19号は、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、公開しないことに決しました。

○中村教育長 それでは、改めまして日程第1、議第19号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

○学校教育課清水 <資料に基づき説明>非公開

○中村教育長 事務局の説明は終わりました。ご質疑等はございませんか。

(非公開)

○中村教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑等を終結いたします。

○中村教育長 それでは、ただ今議題となっております議第19号について、事務局説明のとおり決するにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号について、事務局説明のとおり決しました。

○中村教育長 それでは次に日程第2、報告27「小中学校における現状と課題について」を議題といたしますが、当議題につきましては、内容に個人に関する情報が含まれておりますので、法律第14条第7項ただし書の規定により、報告内容について一部公開しないこととしたいと思います。

○中村教育長 それでは、ただ今お諮りしました報告 27 は、一部公開しないこととすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○中村教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告 27 は、一部公開しないことに決しました。

○中村教育長 それでは、改めまして日程第 2、報告 27 「いじめ・不登校問題の対応について」を事務局より報告願います。

○学校教育課谷本 <資料に基づき説明>非公開

○学校教育課梶田 <資料に基づき説明>非公開

○学校教育課石原 <資料に基づき説明>非公開

○中村教育長 ただ今の報告についてご質疑はございませんか。

○長瀬委員 いじめの件について何点か質問します。まず、10月にいじめ状況として報告のあった件については全て解消していますか。仮に解消していないとすれば、具体的にどのような指導を行っていますか。低学年で起こったいじめは完全に完結していないと、被害者はいつまでも傷を持って生活することになり、加害者は再犯する可能性があり両者にとって大変かわいそうなことだと思います。特に低学年で起こったいじめはその時点で解決できれば、中学校、高校と引きずることはなくなります。逆に適正な指導を行わなかった場合には、被害者は先生に相談したが返っていじめが激しくなるなど悪化することが考えられます。次に名古屋市のいじめ問題にも関することですが、アンケートはどのような方法で実施していますか。個人的には記名、無記名どのような方法でも良いと思うが、アンケートに記入することによりいじめを報告していると思われまい、例えば他の質問を同時に行ったり、選択回答にするなどの工夫が必要だと思います。次に名古屋市でいじめによる自殺問題があったが、これを他校の問題としてとらえず自校の問題としてとらえ、迅速に対応することが鉄則だと思う。そこで高山市として今回の件を受けて、どのような対応をしたのか、或いは検討しているのか教えてほしい。また、今回の件では担任教諭が問題を抱え込んでいたことに問題があるようである。前回もお話したが、数が多いことはマイナスではなく、よく観察されている察知されていることを我々がもっと発信する必要があると感じています。

○学校教育課谷本 日頃の対応としては、いじめ問題の解決状況の判断は慎重に行う必要があると認識しており、解決状況については今月の件に限らず、学校からは被害者と加害者の和解や指導の終了をもって解決したものと報告されますが、当課としては、こ

れをもって全て解決したと判断することがないよう、継続して観察を行うよう指導しているところです。なお、今月の内容については、全て各校より解決済みとして報告を受けております。次にアンケートの方法ですが、各校において自宅で記入し提出する方法や他の項目もあわせて質問する等の方法により、回答しやすいアンケート実施に努めていますので、後ほどサンプルを回覧いたします。次に名古屋市の問題を受けての対応としては、県からの文書にあわせ市教委からの文書を送付し注意喚起を行ったほか、校長研修会における教育長訓示や生徒指導主事研修会でも私から依頼を行いました。これらを受けての各学校での対応については、報告を受けておりませんのでよろしくお願いいたします。

○長瀬委員 私もいじめ問題の対応経験があるが、説明にあったように非常に慎重な判断が求められ、謝罪をもって解決したと判断してはならない。極端な話、被害者と加害者が二度と接触しなければよいが、それは困難なことであり、大切なのは加害者に自分のやったことが本当に悪いことだと理解させることが被害者を守ることになる。先ほどの話と同様に謝罪をもって完結と判断するのではなく、それが本質的なものか見極めながら非常に長いスパンで指導することが大切である。今月の件について終息したことは承知するが、根底ではくすぶった状態であることが推測され、引き続きの指導をお願いします。

○中村教育長 非常に重要な指摘であると思います。少なくとも学校側も保護者側も見届けをどこまで行うのかについて、事務局としてケースを見極め適切な指示や啓発を行うよう努めます。

○針山委員 過去には大津であり、今回、名古屋でも問題が起こり事件の重大さを痛感している。報道を見ると、事件後に学校でアンケート調査が実施され、多くの生徒がいじめについて認識していたことがわかった。被害者は大人しい性格だったようで、親や先生、友達にも言うことができなかつたようである。いじめ撲滅宣言の時にも発言したが、周りで気付いた子どもをいかに行動につなげるかが、いじめを起こさせないのと同様に重要であると思っています。毎月の報告では件数が徐々に減少しているが、表面化していないものもあるはずである。先生方への指導も大事であるが、あわせて児童生徒への教育もすすめることが防止策につながると感じています。

○打江委員 毎月アンケートが行われているが、各学校により様式は違うのか。また、内容については毎月同じ内容が質問されているのか教えてほしい。

○学校教育課谷本 様式は、各学校で異なります。内容については、基本的事項に追加することもあります。各学校の主体性に委ねており教育委員会として特別な指導は行っていません。

○打江委員 年間で同じ内容だと子ども達も回数を重ねるうちに意識が薄らぐことを心配しま

す。また、書いたことに罪の意識を持つような制度であってはいけないと思う。記名の有無は別として、知らせてくれたことを評価しクラス全体が共通理解するような仕組みが必要だと思うが実態はどうか。

○学校教育課谷本 アンケートでいじめの事実が発覚した場合の対応事例としては、教師が手分けし個人面談を行っています。その中で、報告者が分かった場合は評価し、加害者として名乗りでた子には過ちを説明し指導しています。その後は、被害者や加害者に配慮しながら学級での話し合いを持ったり、ケースによっては保護者もあわせて慎重かつ丁寧な対応を行うよう指導しています。

○打江委員 今回の名古屋の事件は衝撃的でした。本人が自ら訴えるのは勇気もいるし年齢的に難しい年頃で、プライドや恥ずかしい気持ちもあり、親にも家族にも言えない部分があったと思う。子どもには心が開けて逃げ場となり、言葉を発せられる場所があると今回のような事は防げたのではないかと考えます。学校でいえばスクールカウンセラーがそれにあたると思いますが、常時対応することができませんよね。

○中村教育長 スクールカウンセラーの実態については、欧米の先進地であれば常設で訪ねていけばいつでも相談できる環境になっているところもありますが、日本の現状としては、期日や時間が定められており常時相談できる体制ではありません。

○長瀬委員 ここまでの話は対処療法についての内容だったと思う。本質的な部分としては、思いやりの心をどう育むかであり、その意味で高山市は適正な都市規模であると思う。異年齢集団での交流や地域との交流などの活動を通して、他県や他市ではできないような取り組みをすすめることが必要だと思います。

○中村教育長 今後の「小中学校における現状と課題」の報告については、結果だけの説明ではなく方法と中身等を検討し充実した議論が行えるよう努めます。

○長瀬委員 不登校については、目標として学校生活に起因する不登校を撲滅することを掲げるのも方法かと思う。学校生活に起因するとは、好ましい友人関係や学習指導となる訳ですが、教師一人ひとりが指導すべきと考えます。スクールカウンセラーや臨床心理士等の専門的立場の方もいますが、子ども達に直接関わるのは教師であり、そのことを教師自らが認識し対応する必要がある。その上で不登校がなぜ起こったのか、原因を明らかにしなければ解決するための対応はできない。そのため、一人で抱え込まずに各学校は組織として対応できるような体制をしっかりと作り、教育委員会はその体制をチェックし指導することが大事であると思う。

○針山委員 不登校児童生徒の保護者とのコミュニケーションは図られていますか。

○学校教育課梶田 学校からは、保護者と電話連絡がとれないとか、家庭訪問にいつでも面談できな

いという報告は受けていません。

○針山委員 発達障がいについて、数値はどのように分析したのか。

○学校教育課石原 子どもにとっての適切な支援を考える高山市障がい児教育支援委員会において、様々な機関や専門的立場から教育支援が必要かどうかを判定された結果をもとに、不登校児童生徒のうち何名が該当しているかにより示した数値です。

○針山委員 様々な症状があると思うが、その子ども達は自分の意思により不登校なのか、障がいがあることによる他の理由により不登校なのかは把握していますか。

○学校教育課石原 個別の具体的理由までは把握していませんが、推測としては、発達障がいの子のうち集団になじめない子がいた場合に、学齢期に入って集団不適應を起こし不登校になる事も考えられる。小学校が中学校に比べ数値が高いのは、これまでの保育園等とは違ったシステムの中で適應していくという大きな壁があり、不登校になることが予想されます。

○中村教育長 ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長 次に日程第3、報告28「国府小学校北校舎及び松倉中学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について」を事務局より報告願います。

○田中教育総務課長＜資料に基づき説明＞

○中村教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 ご質疑もないようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長 次に日程第4、報告29「障がい者差別解消法の施行に向けた対応について」を事務局より報告願います。

○井口教育委員会事務局長＜資料に基づき説明＞

○学校教育課下垣内 ＜資料に基づき説明＞

○中村教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○野崎委員 障がいを持つお子さんへの対応としては、重度の障がいを持ったお子さん二人を普通小学校に通わせている家庭を知っているが、一人は手も離れ先日の合唱祭では元気に合唱する姿が見られたし、もう一人も学校生活に頑張っていて取り組んでいる姿

を目にした。今回の事例についても、本人にとって一番良い教育はどこなのかを関係者で見定めていただきたい。現場を知るものとしては、高山市では15年以上前から親身になった対応がされており、東京や大阪の会議でこのような話をすると先進的な取り組みであると評価されているので、今後もよろしくお願ひします。

○中村教育長 今日午前中に飛騨地区教育長会があり、飛騨地区校長会の特別支援学級に関する要望について報告を受けた。障がい者差別解消法への対応は、教育現場においても今後の課題であり、合理的配慮の対応として市教育委員会だけではなく、県教育委員会とも連携して取り組めるよう働きかけたい。

○打江委員 特別支援学級については、普通学級の子ども達も障がいを持つ子どもも同じ学校で学ぶことにより、障がいについて認識することができ、大人になっていく過程において大事なことだと思います。先日、仕事の会合で大人でも障がいに対する認識が低いと感じることがあり、企業ももっと特別支援学級等を目にし、障がい者に対する理解を深めていく必要があると思った。もう1点、障がいについてお聞きしますが、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）など色々あるが、これらも障がいに含まれるのですか。

○井口教育委員会事務局長 法的なこともあるが、支援が必要な部分として位置づけされている。例えば法の中では、精神障がいとしてひとくくりにすることはあるが、支援を考えていくうえでは、それ以外の障がいと同様であると思っています。

○打江委員 法的に言えば、障がい者手帳があるとわかりやすいが、曖昧となってしまう部分でもある。

○学校教育課下垣内 LDやADHDの子ども達に対しては、通級指導教室という形で障がいに対するソーシャルスキルや人のかかわり方等に手当てできるシステムとなっており、いくつかの学校に設置している。

○岡田委員 重度の障がいを持った方が普通学校に通学する場合の対応方法としては、大人の介助体制を整えることはもちろんだと思いますが、子ども達の中でも助けられる部分は協力していくような考えはありますか。

○学校教育課下垣内 障がい児への対応にあたっては、保健相談員の配置を考えていく必要があると思っています。例えば肢体不自由学級を設置した場合は、通常、一人の子どもに対して一人の相談員となるため、複数の手が必要な介助によっては対応が困難となります。協力するという考えは大切なことですが、小さな子どもでは、それぞれに危険を伴う介助もあり難しい部分と思っています。

○岡田委員 保育園で一緒だった子ども達が、障がい等による特別支援学校への通学で一時

別々に勉強していて、再び同じ学校で学ぶこともあると思うが、子ども達はどのように受け入れていますか。

○学校教育課下垣内 お互いを理解することは、子ども達にとって非常に大切なことと捉えています。市内でも居住地校交流は盛んに行われており、同じ授業を受けたり、音楽会で一緒に歌う等の活動が頻繁に行われており、子ども達は自然に受け入れています。

○打江委員 障がい者差別解消法は来年4月から施行となる訳ですが、先生方にも法律の意味合いも含めて周知はされていますか。配慮と差別は表裏一体だと思いますが、配慮したつもりが本人は差別であると感じることもあるので、本人の意思を尊重した対応が必要だと思います。

○学校教育課下垣内 はい、法施行にむけて周知を行っていますし、今後も適切な対応が行えるよう指導を行っていきます。

○中村教育長 過去の赴任先の経験からお話すると、肢体不自由の特別支援学級の対応は大変な部分もあるが、子ども達はその事を理解し、仲間として支え自分達をコントロールしながらお互いに協力する姿が随所に見られ、学校としても良い結果が得られていたと思う。ただ、障がいが重度の場合は、普通学校では危険を伴うことも考えられ、お互いにとって最善な方法となるよう十分検討しなければいけない。今後も県教育委員会等としっかり連携しながら対応していきたい。

○中村教育長 では、ご質疑も尽きたようでありますから、以上で質疑を終結いたします。

○中村教育長 次に「後援名義使用について」の報告をお願いします。

○田中教育総務課長 <資料に基づき説明>

○中村教育長 事務局の報告は終わりました。ご質疑等はございませんか。

○中村教育長 ご質疑もないようでありますから。以上で質疑等を終結します。その他に報告がありましたら順次報告願います。

○井口教育員会事務局長<冬のあったか縁日について報告>

○教育総務課直井 <外国人による日本語弁論大会について報告>

○学校教育課下垣内 <郷土の未来を語る会について報告>

○中村教育長 それでは、定例会の開催日時を決定したいと思います。

(協議)

【12月24日 午後1時30分】

【1月28日 午後 時間後日調整】

【2月26日 午後1時30分】

○中村教育長 それでは以上を持ちまして、本日の議事日程が全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、平成27年度第11回高山市教育委員会を閉会いたします。

午後4時15分閉会